

新 城 市 議 会

総 合 政 策 特 別 委 員 会

平成25年12月18日（水曜日）

総合政策特別委員会

日時 平成25年12月18日（水曜日）午後2時24分 開会
場所 委員会室

本日の委員会に付した事件

- 1 企画部
第163号議案 「質疑・討論・採決」

- 2 請願の審査
(1) 平成25年請願第2号 新庁舎建設等について特別委員会設置に関する請願
「質疑・討論・採決」

- 3 閉会中の継続審査の申し出について

出席委員（16名）

委員長	長田共永	副委員長	山崎祐一				
委員	浅尾洋平	柴田賢治郎	打桐厚史	小野田直美	村田康助	山口洋一	
	下江洋行	白井倫啓	鈴木達雄	滝川健司	中西宏彰	鈴木眞澄	
	加藤芳夫	菊地勝昭					
議長	夏目勝吾						

欠席委員 なし

説明のために出席した者

企画部市民自治推進課の係長職以上の職員

参考人

太田恒久

参考人の補助者

川村英明

事務局出席者

議会事務局長 村田道博 議事調査課長 中島 勝 書記 遠山広美

開 会 午後2時24分

○長田共永委員長 ただいまから、総合政策特別委員会を開会します。

本日は、12月16日の本会議において本委員会に付託されました第163号議案について審査します。

審査は説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

第163号議案 新都市住民投票条例の制定を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

滝川委員。

○滝川健司委員 それでは、本会議質疑の追加のような形になりますけれども、本会議質疑でも確認しましたけれども、情報の提供の仕方についていろいろ危惧されるところがあるということで、いろいろお聞きしました最後のほうで市民自治会議が情報の提供の場であるというような答弁があったと思うのですが、その件に関しましてこの8月に庁舎に関する問題で市民自治会議、市民集会を開いて、市民に対して庁舎に対しての情報提供をしたわけなのですが、その結果を踏まえて、11月の選挙があったわけですが、どうも情報が正しく伝わっていない、理解されていない、ネガティブなフレーズが先行してしまって、それを打ち消すのにかなりの苦勞をされたと市長自身も40カ所の個人演説会で自分の支持者にすら情報が伝わってなかったという説明があったことをご存じだと思いますけれども、正確な情報をいかに正しく理解してもらって総合的に判断していく難しさというのは、今回の庁舎問題の件では十分理解されたと思います。

そういった上で、本会議でも答弁した市民自治会議があるとか、今までやっているホームページでの公開、あるいはほのかですとか、市民説明会とかいろんな方法あるけれども、それでもやはり理解されない。ということで

情報提供の難しさというのは重々わかっていると申しますけれども、あえて再度お聞きしますけれども、最後のとりでのまちづくり市民集会で果たして、会場へ入れるのはわずかな市民ですよ、本当に情報が正しく伝えられると担保できますか。

○長田共永委員長 三浦市民自治推進課長。

○三浦 彰市民自治推進課長 本会議のほうでも理事のほうからご答弁申し上げましたように、やはり情報の提供、これは非常にさまざまでございます。それによって影響されるということでございます。

その案件によって最大限、今時点では、考え得る限りの方法で丁寧に情報発信をしていくという以外にないというように思っております。

特に二元代表制である議会のほうへは必要に応じてご意見をいただき、誤りなきように、情報によって偏らないような対応をしてまいりたいというように思っております。

○長田共永委員長 滝川委員。

○滝川健司委員 それで、関連になるかわかりませんが、資料の別紙の1です。別紙の1の中に住民、選挙管理委員会、市長、議会とありまして、これは確か白井倫啓委員の質疑の中で出てきたと思うのですが、この請求内容の条例の適合性だとかそういうものも市民自治会議がどこにも出てきてないのです。

答弁の中には確か市民自治会議で聞くとかというような答弁があったと思うのですが、この手続のチャートの中には市民自治会議がどこにも出てきておりません。

やはりそれは、市民自治会議がこの住民投票条例の中ではどういう位置づけになるかということを確認しておいて、例えば請求内容が市長の審査で判断できるではなくて、そういった市民自治会議の委員の皆さんにお諮りする、諮問するだとか、そういった手続を踏む、あるいは情報の提供についても、こう

いった情報をこういう形で提供するけれども過不足はないのか。これで市民自治会議の皆さんが理解できますかということをご確認するとかそういう形でやっていかないと、せっかく自治基本条例でつくった市民会議がここでは生かされていないチャートになっていますので、そこをもう少し直していただいて、条例を直すか直さないかは別にして、この手順のフローチャートの中にはちゃんと市民自治会議の位置づけ、役割を明確にして、やってもらうべきことをここにに入れてほしいのですけれども、言うことはわかりますよね。

○長田共永委員長 三浦市民自治推進課長。

○三浦 彰市民自治推進課長 ご指摘のとおりだと思います。

ただ、この列に入れなかったのは、市民自治会議が市長部局の附属機関ということでございまして、この中に資料として入れていきたいと思っています。

それから、どういった役割というのは、これから規則のほうも制定していかなければなりませんので、そういった中できちんと明記をしまいたいと思っています。

以上です。

○長田共永委員長 今の答弁で1点、委員長から確認しますが、この別紙のほうは本日の審査には関係ない資料だということで理解はしますが、今の規定等は設置するということで改めて確認したいのですが、それでいいですか。

三浦市民自治推進課長。

○三浦 彰市民自治推進課長 今の件でございしますが、規則のほうでしっかり定めていきたいというように思っております。

○長田共永委員長 ほかに質疑はありませんか。

白井委員。

○白井倫啓委員 情報の提供第12条なのですが、確認という意味にもなるかもしれませんが、第12条の2項になるのですが、中立性の

保持に努めなければならないという、これ確認ということにもなるかもしれませんが、中立性の保持というものを具体的に確認したいと思います。

○長田共永委員長 三浦市民自治推進課長。

○三浦 彰市民自治推進課長 今のご意見でございしますが、さまざまな形態で情報が出てくるということがございます。情報をそのまま開示するだけでは効果的に住民の皆様方の理解を深めることはできないと考えております。

そのため、市が有する情報を住民が容易に理解できるような形で整理し、情報のほうを提供するというように思っておりますし、情報提供を行うに当たっては、住民投票の実施者として中立性の保持に努めなければならないというように考えております。

○長田共永委員長 白井委員。

○白井倫啓委員 先ほど滝川委員の質疑の中にもあったのですが、市民まちづくり集会を今回行って、その上で選挙があったということです。

まちづくり集会では、庁舎問題に反対の方から、市長からの資料提供、議会からの資料提供という形で行われたのですが、中立性の保持の中に、今の説明ですと市側の情報を整理してということなのですが、市側が整理する情報というのは中立ではないと思うのです。

ですから、この中立性の保持の中には、市が例えば住民投票を行った人たちの情報も含めてどのような形で整理するかということを含めないと中立性の保持にならないのではないかとと思いますが、この文書の中の具体的な内容をもう一度確認させていただきたいと思います。

○長田共永委員長 中立性の保持をどう担保するかということによろしいですか。

○白井倫啓委員 はい。

○長田共永委員長 三浦市民自治推進課長。

○三浦 彰市民自治推進課長 ただいまの件

ですが、例えば公報とかできちんご報告していきたく。公の報、公報で示してまいりたいというように思っております。

○長田共永委員長 白井委員。

○白井倫啓委員 議論を聞いていて、中立性という言葉がここの条例に必要なのかという疑問を今持ちだしているのですが、市側の提供ということになってきますと、公報であろうと何であろうと、それは中立性を保てないと思うのです。

住民投票を行う人たちは、例えば庁舎問題で住民投票を行うということになりますと、新城市の行う方向に異を唱えるから住民投票をやるのです。

ですから、幾ら新城市が中立性の保持といっても、市側が提供する情報というのはどうしても中立ではなくなると思うのです。

もしここに条例として書くということであれば、情報の提供というよりも市側の情報の提供というような形でしかないですし、中立性を保った情報の提供ということであれば、行政が知り得たすべての情報、これをどのような形で公報するかというのが必要になると思うのですが、どうでしょうか。

○長田共永委員長 三浦市民自治推進課長。

○三浦 彰市民自治推進課長 決して恣意的にとかそういうことではなくて、それぞれの立場の方から出された情報を、原稿といえますか、そのまま掲載をする、出すということで、そういった形で公報とする、それが一番いいというように考えております。

○長田共永委員長 白井委員。

○白井倫啓委員 確認ですが、市側の情報ではなく、いろいろな形の情報が出てきたときに、それをどのように公平に扱うかという前提での情報提供という理解でよろしいですね。

○長田共永委員長 三浦市民自治推進課長。

○三浦 彰市民自治推進課長 そのとおりでございます。

○長田共永委員長 ほかに質疑はありません

か。

〔発言する者なし〕

○長田共永委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○長田共永委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第163号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異義ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○長田共永委員長 異議なしと認めます。

よって、第163号議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

この際、暫時休憩します。ありがとうございました。

休 憩 午後 2 時37分

再 開 午後 2 時52分

○長田共永委員長 それでは、休憩前に引き続き、委員会を開き、請願の審査を行います。

新庁舎建設を考える市民の会 共同代表 太田恒久氏、川村英明氏から提出されました「新庁舎建設等について特別委員会設置に関する請願書」を議題といたします。

本日は、参考人として太田恒久さんの出席を得ております。また、参考人の補助として川村英明さんの出席も許可しております。

この際、委員長から一言ごあいさつを申し上げます。

改めて、本日はお忙しい中にもかかわらず、当委員会にお越しくださり、まことにありがとうございます。委員会を代表して心からお礼を述べるとともに、奇譚のないご意見等、請願者の方からお聞かせいただければ幸いです。

簡単ではございますが、委員長からお礼の

言葉を言わせていただきます。本日はよろしくお願いたします。

早速ですが、議事の順序について説明申し上げます。

初めに、参考人から請願に関してご説明やご意見を述べていただき、その後、委員からの質疑にお答えいただくようお願いいたします。

それでは、太田恒久さん、よろしくお願い致します。

○太田恒久参考人 新庁舎建設を考える市民の会 太田です。きょうは、こういう機会を与えてくださりまして、ありがとうございます。

お手元のほうに請願書と添付資料があるでしょうか。一応それに従って趣旨を話したいと思います。

まず、今回の市議選、市長選、新城市の歴史に残るものだったなというように思います。市長選でこれほどの僅差は初めてであり、また市議選においても市民の民意といいますか、意見は真っ二つに分かれたというように思います。

特に、この新庁舎問題が一つの争点にもなりましたので、その意味で今後、議会の果たす役割、すなわち分裂したままこの5万人弱の新城が、今の計画のまま強行するようなことがあれば、もう市民が分裂してしまう。

新城市を何とかしていくためには、持続可能な社会にしていくためには、市民、議会、行政がやはり協調してやっていかなくてはならないと考えます。

したがって、議会がそれぞれ議員の皆さんお一人お一人が市民からの意見を聞いて、それが事業に反映されるようにしていただきたいと思いますということを心より思います。よろしくお願いたします。

それから、我々もあまり市政に関わってきたことはなかったのですが、おとし2月25日に突如として提示されたこの新庁舎

建設問題で、それから約3年になりますけれども、非常に苦しい思いで、今も皆さん傍聴に来てみえますけれども、体調を崩しながらつらい日々を送っております。その辺のところも議員の皆様にはご考慮をいただきたいなと思っております。

新庁舎建設ですけれども、現在、基本設計案の段階です。ちょうど昨年12月のこのころですか、基本設計概要案というのが初めて市民に示されました。その時示された内容が現在の基本案のもとになっております。それで初めて49億700万円という提示がなされましたし、規模も9,000平米、5階建て。したがって、住民は立ち退かざるを得ない。さらに、付け替え道路をつけないければ、庁舎の9,000平米は現行のもとでは無理であるという形で付け替え道路案ができたわけです。

当初、付け替え道路案についても、市のほうの説明は、通園・通学者の安全のためということでありましたが、実はそうではなくて、9,000平米の庁舎のためには敷地面積を広げなければならないということがわかってまいりました。

それ以前の説明は、金額的には38億円、合併特例債を使用する額は14億円、あとは積み立てと預貯金の切り崩しでという形です。ずっと市民に説明してきたわけですが、昨年12月の概要案では一挙に10億円余予算規模が上がったわけです。

そういった経緯がありましたけれども、その中で沿線住民の85%は、こんなところに付け替え道路をつくってしまったのは危険な状態になるということ。それから、この道路は新城築城以来の道路で、この道路を中心に新城市の街並みはでき上がってきたわけです。

したがって、歴史的にも大事な道であるという視点も踏まえて議会にも請願をいたしました。その時、議会のほうでは趣旨採択という形でしていただきました。

その後1年余になりますけれども、だんだ

ん庁舎の説明の内容が随分変わってきたし、それから当初は、請願のほうでは2枚目になります。この前提としての説明は、将来も人口5万、あとは読ませていただきます。

将来も人口5万、それから庁舎に入る職員数288名、議員数18名、これをもとにして作手・鳳来支所を廃止する。さらに県の林務課も一緒に仕事をしてもらおうということで、庁舎規模を算定していました。

したがって、1棟集約9,000平米という庁舎規模がその説明として出てきたわけであります。

だけでも、その後、県の林務課の話は消えました。さらに作手・鳳来支所は存続することになりました。

10月でしたか作手の総合計画の説明会が初めてありまして、結構進んでいるのだなというのを思いました。

それにしても3・11の経験がありますから、作手、鳳来に拠点を設けることは必要だというように思っておりましたので、これはよかったなと思います。

その前提ですが、それが現時点では崩れました。説明の規模の9,000平米の前提がもう既に崩れました。

それは今年度、新城市の人口は5万人を切ったわけです。5月でした。それから、新市まちづくり計画、それを見ても平成32年度は4万7,611人と想定しております。さらに9月議会で確認されましたけれども、作手及び鳳来支所への職員配置は24名と22名ということであったと思います。

したがって、本庁に入る職員数は288名より、これは当然減ってくるわけです。こうした大前提が崩れたにもかかわらず、9,000平米の線は、基本設計案においては、いまだに変わっておりません。そして、このような想定が崩れた状況の中で改めて検証する必要があるのではないかというのが我々の思いであります。

そして現在、9,000平米の説明はどうなっているかという、唯一残った説明は本庁舎周辺に散在している庁舎利用の建物の面積は8,000平米であるということです。これを確認してみました。ということは、各建物の総面積の合計でいうと大体そのぐらいの大きさになります。これは資料があります。私が調べた資料は、市民構想会議で示された資料で検証しました。

実際に使用されている執務室は2,657.4平米です。これは出ていますから、またそれぞれ議員の皆さんで確認してみてください。

それで、それをさらに国交省基準に当てはめて、会議室、倉庫、トイレ、それから共通部分、それを加えてみました。それでも7,000平米前後です。

したがって、基本設計案の9,000平米というのはあまりに過大であるという判断です。

さらに、新たな資料が見つかりました。平成19年7月現在の総務省の庁舎起債基準は、添付資料にありますので、それをご確認ください。それでは、人口5万未満、職員数277名、議員数20名として適正規模が示されておりますが、その大きさは6,539平米です。

したがって、市民スペースをこれに加えても7,000から7,500平米あれば十分であると考えます。

したがって、この貴重な歴史的な道路、これの出入り口をふさぐ必要はなくなりますし、付け替え道路も必要はなくなるということです。

今回当選した議員の方々の多くも検討の必要ありというぐあいにアンケートで回答しています。

我々が接した、穂積市長支持者も含めましてですが、市民のほとんどはそんなに大きなものは必要ないと、住民を立ち退かせてまでなぜそんなに大きなものが必要なのかという意見が過半であります。

そういうことで、新たな議会において改め

て将来の世代と納税者である市民の多くが納得できるように、作手・鳳来支所及び新庁舎のそれぞれの人員配置、それから機能、さらには維持費等も含めて、総合的な視点から9,000平米の規模が本当に必要なのか検証していただきたいと思います。

場合によっては今の基本案、我々さらっと見て専門家でないとうからない部分もありますが、吹き抜けであるとか会議室の数であるとか、かなり余分なスペースがあります。そうしたものをできるだけ縮小して、身の丈にあった規模にしていきたい。

その参考になるのが先ほど少し紹介した総務省の6,539平米です。これを基準にして、また市民スペースをこれに加えても、規模縮小は可能ではないかと判断しております。

それから、穂積市長のマニフェストで示されましたけれども、大型公共事業は続きます。必要なものは借金してもやらざるを得ないです。将来の持続可能な市になっていくために、あるいは市の発展のためには、どうしてもこれはやらなければいけないのだということは、借金をせざるを得ない、してもやっていかななくてはならないというぐらいに思っております。

そういう中で、現状は税込約70億円です。これは人口が減っていけばまた減っていくと財政課のほうから言われております。

このうち現在使われている人件費は50億円です。借金返済は、毎年平均すると約30億円です。今後、大型事業が始まればもっとふえていくことは確実です。

すなわち、現状でも自主財源はほとんどありません。したがって、不足を埋めるために何十億かの起債をせざるを得ないというのが現状です。

しかも、まだ減ったとはいえ借金があります。これも確認しましたが、利子を含めた借金は458億円超、24年度末現在であるそうです。これも資料を添付しておいたのでごらん

ください。

そういうような現状を見ますと、本当に財源は大丈夫なのかということで市民の多くが不安を持っているのです。このまま4年後いろいろな事業が行われたときに、新城市の財政は一体どうなっているのか。大丈夫だ、大丈夫だと説明されますけれども、どうも納得ができないわけです。

現在、国の財政も相当厳しい状況になっています。1人1,000万円に達しようとしています。県も厳しい財政であります。それほど支援があてにできるわけではありません。

その現実を踏まえて、庁舎について、これは一つの象徴的なものだと思いますので、議員の皆さんで再検証していただきたいということです。

したがって、請願項目としては、議会に新庁舎建設事業、作手・鳳来支所総合開発事業に関する特別委員会を設置し、これらの事業について、人員配置、機能、あるいは維持管理費も含めてですけれども、総合的に検討していただきたいというのが第1点です。

第2点は、やはり今回の市長選、市議選で民意が全く分裂してしまっております。それを何とか調整していただきたい。皆さんが納得できる形で、後世に負担をかけない。そのためには9,000平米は本当に必要なのかということを含めて検討願いたいというのが請願の趣旨です。

○長田共永委員長 川村英明さん。

○川村英明参考人補助者 補足をさせていただきます。

新しく議員になられました先生方には大変奮闘していただきたいということの期待を込めまして我々、請願書を出したわけですが、新しい先生方にやはりやっていただきたいのは、二元代表制というのはきちんと行政をチェックしていただく。おかしい税金の使い方が少しでもあればストップしていただきたいと、これが使命だというように

我々は1票を投じたつもりですので、間違っても行政の独走、あるいは暴走は許さないと、これがある限りは新城市は確実につぶれます。これは、私が3年間、行政とともどもやってきましたけれども、こんな無責任体制はありません。

だから、先生方に期待するしかありません。先生方が体を張って本気でやらないとこんな公共事業はとまりません。なぜならば、穂積行政は一たん決めたことはなりふり構わず、遮二無二強引にやる行政手法ですから。したがって突然、都市計画にないような付け替え道路が出てきてみたり、あるいは入船3号線というような、これすらも全く入船区自体が知らないような道路が突然出てくる。しかも、議会の中、委員会のメンバーさえも知らないようなところから出てきたりするということはとんでもない暴挙であります。これを許してしまったら、行政と議会とが本当にきちんとした二元代表制が保たれているのかどうなのか。今回の選挙はこういう選挙だったと思うのです。

したがって、皆さん方の2,000票や1,600票や1,800票なんていう票が集まったわけですから、その声を必ず議会の中、そして行政に必ず反映していただかなければ、すべてが死票になってしまいます。

ですから、ぜひとも今回、道路の公共工事だとか橋だとかは違います。庁舎を建てるということは、市の行政の象徴を今から、人を本当に大切する庁舎にするのか、市民にとって本当にこれが大事な庁舎になるのか、あるいはいわゆる建物だけで魂を入れないものになるのかというのは、きちんとした議会の議論がなくて、市民の要望も入らないというような形になりますと、とても新城なんかに住んでいられないです。豊橋へみんな逃げます。もっと言えば名古屋に逃げます。そのほうが生活が楽です。はっきり言えます。それが毎年500人からの人が全部市外へ逃げて行って

しまいます。います、現実に。こんなひどい状況を招いて何ら方策、手段が打てない。

例えば1年、半年だけでもいいけど、今度ふえたよという年があったら我々も納得できます。とんでもないです。激減しています。子どもの数の激減状態。だれが一体税金を払っていくのですか。

そういうことをチェックされて、未来図を描いていただけるのが市議会議員の方であり、それを行政とともどもつくって行って、市民に安心しろよ、財政状況はこうだよ、県からこれだけもらえる、補助金だけで交付金はこうなのだ、だから皆さん安心しなさいよ。これはこういう計画でもって、積立金は1億円しかないけれども、将来的にはこういう形になっていくのだよと、それが理路整然と話されて、市民が納得していればいいですよ。だから、批判票がやはり1万3,800という票が集まるのは当たり前です。

それで、ぜひとも先生方をお願いしたいことです。この委員会を形骸化してほしくないということで、定期的に市民公開でもって、やはり隔週に1回は開いていただくとか、月に最低1回は開いていただくとか、議題については庁舎規模、9,000平米が果たして妥当なのかどうなのか、説得できる数字なのかどうなのか、ぜひとも議論をしてください。

そして、それが市民生活にとって財政的に、それが将来負担にならないかどうか、ぜひとも議論をしてください。子どもたちに負の資産を残さないかどうか議論をしてください。

そのかわり、議論をした以上は、あなた方も責任をとってください。市民にまる投げして、税金だけ、負担だけつけるのではなくて、先生方も一緒になってともども、同意した負担をかけた以上は、私どもも少なからず援助します。じゃあ、私たちの給与も返上します。税金をいただくからにはこうしますというような方策をきちんと立ててください。

新城市の未来図を描けないような状況で、

私の子どもは全部新城に住んでいますけれども、孫もいますけれども、皆さん方の子どもさんが本当に新城に住める状況でしょうか。職員すらも新城に住んでいない。職員の子どもすらも、名古屋へ行っている、東京へ行っている。

そんな状況の中で、本当に安心して子どもたちにこの新城市というものが本当に伝えていけるでしょうかということを私は常々もう3年間申し上げてまいりました。

ですから、二代表制であるならば、きちんとチェック機能を果たしていただいて、市民になおかつわかりやすいように説明していただいて、なおかつ負託を受けているのであれば、そこで必ず信頼を勝ち得ると、でなかったらやめていただく。市長はもちろん。

そういうようなものでなかったから、あと4年たったら私は関係ありませんよ、ツケは皆さんのところへ回しておきますよ。オギャーと生まれた段階で一人100万円の借金があるのですよ、今の子どもたちに。だれが新城市に住みたいと思いますか。

ですから、我々は財政の問題も含めて9,000平米は本当に正しいのかどうなのか。市民の皆さんが不安に思っていることを本当に払拭できるのか。それを逐一やはり議会在きちんとチェックして皆さんに返していく。

ほのかは信用できません。広報は一方通行で、何といたしましても行政のいわゆる指標しか出さない、数字も含めて。

ですから、私は申し上げている。市民はばかではありません。貴重な税金を使ってやるのですから、我々は使っていただくのは大変結構。それが意義あることだったら思いっきり使っていただいて結構。ところが反対する、市民がおかしいと思ったことは徹底的にやはり議論をして説明していただくと、これが筋だということで委員会設置をお願いしました。

何よりも今回新しく選ばれた先生方はそういう方々が選ばれたというように私たちは期

待するからあえて請願書を出させていただきましたので、補足ですけれども、よろしくお願いいたします。

○長田共永委員長 あらためてありがとうございます。以上で、参考人からの説明・意見が終わりました。

これより参考人に対する質疑に入ります。

なお、念のため申し上げますが、参考人は委員長の許可を得てからご発言をくださるようお願いいたします。また、委員に対しては質疑をすることができませんのでご了解願います。質疑はありませんか。

鈴木達雄委員。

○鈴木達雄委員 一点確認をいたします。

現在の8,995平米ですか、9,000平米弱の面積の算定根拠というものが、現時点の設計案によりますと正規職員、臨時職員及び嘱託職員及び各種団体等の職員を合計すると341人だという市の提示があります。それについては、そういう説明があるということは現在ご理解しているということによろしいのですか。

○長田共永委員長 太田さん。

○太田恒久参考人 341という数字が出てきたのは昨年、ちょうど1年前です。先ほど言った基本設計概要案の説明会の席上でした。それまでは288名と言っていたのに、なぜそんなに一遍に数がふえたのか不思議でしたが、説明を聞いたら臨時職員を含めているというそういう話でした。それは本来、臨時職員は含めないのが計算の基本になっているということなのです。

なぜ、それでは341人にしたのかということ、結局スリムな庁舎だということを説明せんがためのごまかしなのです、はっきり言って。あれには驚きましたけれども。僕らはずっと市の説明会に出ていましたので、そのことがわかりました。臨時職員は本来、基準の中に入れてはいけないわけです。

その添付資料にありますように、基本的に入るのは正規職員と再任用職員及び嘱託職

員です。臨時職員は、この計算の中に原則として入れないということになっているということです。

それで、結局その341名で割ったから、国交省、国の基準よりもスリムですよ。それを説明せんがためのごまかしであるなということは、僕らはすぐわかりました。

だから、そうやって数字をいじって、真実から目をそらさせるというのか、そういうやり方自体が問題だと、その場でも言いましたけれども、そういうやり方でごまかしてはいけないよということなのです。その辺は議員の先生方にも知っておいてほしいことであります。

だから、9,000平米のためにさまざまな形でいろいろな数字合わせをやっているなということが、資料を検証していく中で、場所についてもそうですけれども、検討会議の結論は、入船区しかない選択肢なのです。

それは、前の議会でも指摘されていることです。にもかかわらず、どんどん市の計画だけが進んでいて、現時点でもまだ用地確保されていないのです。

この間の12月議会で回答されていたように、1月から用地交渉に入るということです。僕らの知っている範囲では、もちろんこの機会に出たいという方もみえます。

しかし、基本的には条件によっては考えるというのが現状なのです。だから、提示された条件と折り合いがつかなければ売らない可能性だってあるよ。だけど、計画だけはどんどん先行しているのです。

先ほどの東入船3号線(仮称)は、幸いにも議会の継続審議ということで、議会改選によって廃案になりましたけれども、その部分は現在、事業認定の図面を見ましたけれども、その部分は外されているのです。また何かやるなというような予測はしておりますけれども、そういうことで市民との話し合いというよりも、やはり市が決めた方向、それを一方

的に押しつけてくるというのがこれまでのやり方だったのです。

だから、我々地域の関連住民も4・11の約束、市長との約束をしました。それで合意して、それじゃお願いしますという話をして、これで安心だなと思っていたのです。

ところが、去年の4月11日の約束なのですけれども、翌4月12日に議会に報告して議会を説得しますと言われたのに、その後、議会には話は何もなくて、去年の9月に突如として出てきたのが東入船3号線(仮称)の問題なのです。小学校の前から8.02メートル、あんな道路を突如としてつくるなんて言われたらびっくりしてしまいます。区にも何も話がなかったから、区民のみんなはびっくりしていました。何でこんなところに突然そんなのが出るのということです。

○長田共永委員長 341人の件は説明のとおりでよろしいですか。

○太田恒久参考人 その数字には臨時職員を含めたからそうなったのだということで、それは少しおかしいということです。

○長田共永委員長 ほかに質疑はありませんか。

白井委員。

○白井倫啓委員 新庁舎建設を考える市民の会の皆さんにまず3年間の戦いに対して敬意を表したいと思います。

私も一市民として関わってきまして、新城市の対応について非常に無力感を感じることも多々あったわけなのですが、3年間、きょうも地域の皆さんが参加していただいておりますが、ここまで請願をこういう形で出していただけるまでのその思い、よくも実際ここまで運動を継続することができたなというように思っております。その思いを再度確認させていただきたいと思います。

○長田共永委員長 川村さん。

○川村英明参考人補助者 思いといたしますか、やはり人の命を大事にしてほしい。市民の命、

生活、暮らしを守ってほしい。ただ1点であります。

○長田共永委員長 ありがとうございます。

ほかに質疑はありませんか。山崎副委員長。

○山崎祐一副委員長 それでは1点伺います。

今お話を聞いていて、内容的によく分析されているな、情報については是非は別にしてそれなりに分析されているなというように思いました。

そこで、それだけの情報を整理しているということがあるならば、あえて伺いたいのですが、ここで求めている、つまり理事者側は基本設計案まで出しているわけです。

9,000平米、5階建て、現在地という問題を出しているわけです。同様に、皆様方が見直しを求めるのであれば、どういう対案を想像していらっしゃるのか、基本計画、基本設計レベルで結構ですので、どのようなお考えなのか、あったら教えていただけますか。

いわゆる現行計画を否定するだけでなく、否定の次に出てくる想像の部分で何ができるかを説明できたら伺いたい、そう思います。

○長田共永委員長 太田さん。

○太田恒久参考人 我々がこの検討会議を受けて、2月25日の検討会議で決まりましたのでご理解ください。そこから始まったわけです。おとしです。2月25日の日でした。その時に初めてそれを聞きました。

その後、要望書等やりましたけれども、その中で構想会議というのが開かれましたが、その構想会議の中で具体的なさまざまな提案も提示しました。

だけど、それは基本設計の段階で考慮するという回答で、構想会議はあくまで構想であるということでしたので、全くその場では取り上げられませんでした。

構想会議というのは結局、場所、規模、費用、そういったものは一切検討されていないのです。ただ、あったらいいな機能、どういう庁舎にしたいですか、そういうのでどんど

ん積み上がっていったわけです。

ただし、その理念はきっちり決めなければいけないということで5項目にわたることで、その一つが将来に負担を残さないスリムな庁舎というわけです。あとは防災拠点とかいろいろありますけれども、5項目は。したがって、その場で提案した部分については一切検討されず、基本設計段階でも検討されませんでした。

市のほうは、基本的に入船区というのは動かせないという状況で来ておりましたので、僕らは、新都市の将来の発展のためには、そういうのも外せばバイパス沿いも再検討の余地があるなど考えておりましたけれども、現状の中でやるのであるならば、最低限でも9,000平米は少し大き過ぎる。請願書のほうにも書いておきましたように7,500平米以内、あるいはさらに規模を縮小してもらってもいいのです。要するに、新都市の身の丈に合った形、最小必要限度であればいいと考えております。

ところが、あくまで9,000平米。幾らそういう具体的な提案をしても、あくまで9,000平米なのです。入船区なのです。それが不思議ではない。

当初からそういう話し合いの中で規模等は検討されて、本当に9,000平米なのか。あるいは9,000平米にすれば、基本的に付け替え道路案は必然的に出てきてしまうわけです。

だったら、それが不要なような形、これは沿線住民の過半は望んでいたことであります。ならば、7,000平米前後にさせていただければ何ら問題はないと思います。

○長田共永委員長 資料に提示された7,500平米以内というのが今の答弁の答えということでもいいですか。

○太田恒久参考人 そうです。7,000平米前後ということです。規模が縮小されれば、されるほどよい。

○長田共永委員長 ほかに質疑はありません

か。小野田委員。

○小野田直美委員 合併特例債の期限が切れる32年までに新庁舎を建てるということに関してはどう思われますか。

○長田共永委員長 川村さん。

○川村英明参考人補助者 合併特例債を使っただけは大変結構なことだと思います。

しかも、今の現状ですと、国がどれだけ財政状況が悪化していくかというのは見通しが立たないですけれども、合併特例債を使うということについての我々の異議はありません。

ただ、32年というように延長された以上は検討する余地は十分に残っているというように考えます。

○長田共永委員長 小野田委員。

○小野田直美委員 異議はないとおっしゃいましたか、今。

○長田共永委員長 川村さん。

○川村英明参考人補助者 はい。合併特例債を使っただけ分には、ただ、これも税金でありますので、したがって、税金の二重負担になるわけですから、やはりそれも国との関係で言いますと、我々新城市として本当に大丈夫というような、借入金も含めて見通しが立った段階ではいいと思いますけれども、ただ最大限百何十億使うということについては疑義があります。

○長田共永委員長 委員長から申し上げますが、満額を使うのではなくて、ある程度財政計画がしっかりしていれば合併特例債を使うことには異議はないということによろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。浅尾委員。

○浅尾洋平委員 私、1点お伺いしたいのですが、市民の会の方から出た請願書の内容を見ますと、いろいろな国の基準ではこうだとか、あと経過ではこうだということはかなり細かいデータがあってすごいなというように率直に感想を持っています。

経過についてとか、新庁舎についても、構

想会議に出られたりとか、そういったことで情報収集をされている情報ではないかなというように思っています。

そこで、お伺いするのですが、一般質問でも市長のほうが、これは太田さんたちの市民の会を指しているわけではないと思うのですが、今回の新庁舎の情報について誤解の情報が多分に流れていると、誤解をしている、また市民になかなか情報が伝わっていないということをして市長は言われているのですが、その点についてのお考えを持っていましたら伺いたいのですが。

○長田共永委員長 浅尾委員、本請願に対する質疑をしていただかないと。

ほかに質疑はありませんか。小野田委員。

○小野田直美委員 9,000平米の見直しから規模を縮小してからの見直しというのはどうなのでしょう。市民の会さんなりの時期的な計画というものは立ててみえますでしょうか。

○長田共永委員長 川村さん。

○川村英明参考人補助者 申しわけないですけれども、それは行政の方が計画を立ててみえるので、それに準じて用地買収等もこれから交渉が入るかもしれませんので、したがって、それは行政の計画がそのとおりに進むのだというように思いますけれども。

以上です。

○長田共永委員長 山崎副委員長。

○山崎祐一副委員長 山崎です。

先ほどの質問、少し確認させてください。対案はというように私が伺ったことに対して、7,500平米以下であればいいですよというお答えだけだったように思うのですが、関連して言いますと、現行計画は入船、現在地、ほぼ9,000平米、それから5階建て、これ3点セットで出ているわけです。

あえて伺いますが、7,500平米、同じように基本計画の段階であると通常、行政のこういうシステムに乗っていくと、規模、50億円

等々の大雑把な形というのは出てくるのですけれども、フレームと言いますが、そういったものについては見直しを求める限りにおいて内部検討されたのであれば伺いたいし、内部検討されていないなら、ないということを教えていただければ、それで結構です。

○長田共永委員長 太田さん。

○太田恒久参考人 こちらでどのぐらいの大きさの規模というか庁舎の設計ということを言われているのですか。設計図。基本計画案に対する市民の会としての基本設計案という、それを要求されているのですか。質問してはいけないということですが、そこどころ質問の確認です。

○長田共永委員長 対案の設計案ということですか。

山崎副委員長。

○山崎祐一副委員長 対案の設計案でなくてもいいのですが、例えば5階建てを…。

○長田共永委員長 太田さん。

○太田恒久参考人 いいですか。そういう細かい設計等は我々の役割ではありませんので、していません。

ただし、規模、9,000平米については巨大過ぎるというのは先ほど説明したとおりです。

それから、7,500平米前後に市民スペースをどの程度加えるかによってスペース、範囲は変わっていくだろうと思います。

要するに、5階建てではなくて、高さは大体それで想定していきますと今の体育館の高さ、5階建ての高さだと今の体育館よりもさらに10メートル弱は高くなります。あまりこの地域には合いません。そういうことから、せいぜい高さは現在の体育館程度の高さ、イメージ的には。4階建てということです。現在地に建てるのであればという前提です。

それから、7,500平米以内であれば、付け替え道路案は必要なくなります。すなわち危険であるし、税金のむだ遣いであるし、歴史文化の非常に貴重な道路なので、新城発祥の

道路なのです。あの出入り口を封鎖すること自体が問題であるということで、入船区の古老の方も何とか残してほしいということも言われております。やはりそういう部分というのは大事にすべきであると思います。

現在の道路案、これができてしまったら大変なことになります。外からみえた方もどうやって駐車場に入るか迷うだろうな、事故が起こるだろうな、明らかに予測できてしまうものですから、つくってから実際そういうことになればわかりますけれども、現状としてつくってからでは遅いのです。道を改めるわけにも行かない。

だから、少なくともそういう視点を考えれば、7,500平米以内に納まるはずだというぐあいに我々は理解しております。

けれど、細かい部屋数とかそういうようなことは我々の役割だとは思っておりませんので、それをもとに現在の基本設計案を削れる部分は削っていただければ何ら問題はないということです。

○長田共永委員長 山崎副委員長。

○山崎祐一副委員長 そうすると、もう一回確認させてください。

7,500平米というのは、ざっくり言って、要するに大まかに言って、このぐらい必要だということで積み上げたものではないということ、この1点。

それから4階建て相当だということですね。5階建てではなくて4階建て以下だよと。

それから、今お話しになかったのですが、総枠50億円かかる、このことについては言及がなかったのですが、よろしいということでも理解でいいのですか。

それともう1点、入船の現在地について、7,500平米及び4階建てという条件がクリアされれば、現在地でオーケーですと、そういう理解でよろしいですか。

○長田共永委員長 川村さん。

○川村英明参考人補助者 いかにも50億円は

多過ぎる。最初の段階で38億円でした。しかもスリム化ということで我々が要望したときには、出発点が38億円ですから、38億円以下で建てていただきたい。

同時に、やはり4階建て以下、しかも光が遮られてしまうという道路との関係がありますので、したがって、入船区に建てるのであれば、4階以上は無理と、これははっきりお願いしておきたい。

それから、生活道路も封鎖しない。それから、立ち退きも一切しない。これが条件であります。

現状まだ用地買収の交渉にまだ入っていませんので、立ち退きそのものはまだありません。

○長田共永委員長 再度今の答弁で7,500平米の4階建て以上なら体育館のところでのよるしいという理解で確認させていただきます。

ほかに質疑はありませんか。滝川委員。

○滝川健司委員 基本的なことだけ確認させていただきます。

まず1点目、現庁舎の建て替えの必要性について認識は間違いないですか。

○長田共永委員長 川村さん。

○川村英明参考人補助者 もう建て替えなければいけないというのは、はっきりわかっています。

庁舎内部もきちんとしなければいけないというのも、はっきりわかっています。

○長田共永委員長 滝川委員。

○滝川健司委員 それで、2点目ですけれども、今回、請願が特別委員会の設置と9,000平米規模の改めて検証ということなのですが、庁舎の建設位置については見直し等が求められておりませんが、敷地をどうとるかは別として本庁舎、体育館を含む現庁舎ゾーンに建てるということについても、これは異議がないということですね。

だから、敷地をふやすとか道路を付け替えることは別にして、現庁舎がある本庁舎の地

域及び体育館を含む現庁舎ゾーンに建てるということに対しては、見直すことは入っていませんけれども、それは問題にしてないということによろしいですか。

○長田共永委員長 太田さん。

○太田恒久参考人 本来ならそれも含めて検討してもらいたいということです。

だけど、行政の側、何が何でもここだという形になっているから、その条件ならばという条件付きですよ。

本当に新城市の発展のことを考えるならば、僕らはバイパス沿いをやはり検討していただきたいなという思いはあります。

だから、そこは踏まえてやはり検討してください、そこも含めて。

○長田共永委員長 滝川委員。

○滝川健司委員 今回そこは請願に入っていないので、そのことについては触れませんが、3点目ですけれども、今回、選挙であれだけの911票差で選挙の結果が出たわけですが、相手方の候補者の方は当初、1棟集約型でバイパス沿いという主張をされました。それが途中からいつの間にか分散型で現在地という主張に変わったと私は記憶しておりますが、この辺についてはどうのご認識でしょうか。

○長田共永委員長 川村さん、よろしいですか。

○川村英明参考人補助者 私たちに答える義務はないと思いますけれども。

○長田共永委員長 滝川委員。

○滝川健司委員 それは、先ほど僅差で民意がということですから、候補者がどういう主張をとっていたかによって911票差になったかということも当然関係してきますので、そういうことも理解されているのかいないのかをお聞きしたかったのですけれども、それは答える義務がなければ結構です。

それから、4点目ですけれども、先ほどの山崎委員の質問と少し重複するかもしれませ

んが、現在9,000平米、50億、豪華むだ遣いという考えがありますけれども、この考え方に間違いはないですか。

それでは、次に今回の請願の中にもあります7,000平米から7,500平米という数字がありますけれども、こうした場合にざくっと35億から40億円前後の経費、少し数字ははっきりしませんけれども、恐らくその数字はかかります。

要するに、7,500平米、40億なら豪華むだ遣いでないという考えでよろしいですか。

○長田共永委員長 川村さん。

○川村英明参考人補助者 豪華であるかないかというのは、中身のこれからの具体案によると思うのですけれども、それへ空調設備が現在あるのをさらにふやすとか、吹き抜けを設けるとか、あるいは会議室も余分な会議室を設けるとか、これはまさしく豪華そのものでありまして、それから、市長室を始めとした執務室の数も多いというのは、これは全くの豪華でありまして、本当に必要最低限度、いわゆるサーバー室とか住民基本台帳がしっかりしている。職員が働きやすい。なおかつ、そこで執務しやすいような状況であるかどうかということが庁舎にとって必要であって、それ以外はすべて豪華であるというように私は考えます。

以上です。

○長田共永委員長 滝川委員。

○滝川健司委員 豪華の判断基準を今教えていただきましたので、わかりました。

それから、請願の紹介議員にお伺いします。

紹介議員の村田議員にお伺いしますけれども、今回、特別委員会の設置が請願項目に入っておりますけれども、まず、あなたは請願紹介議員になる前に議員として議長に対して特別委員会の設置を申し出ることができますが、それはやられたのでしょうか。やられた結果を踏まえての紹介議員なのでしょうか。

○長田共永委員長 村田委員。

○村田康助委員 請願のタイミングですが、その時には特別委員会というものが設置されるような状況にはなかったというように私は認識しております。

川村さんや太田さんがこの書類を持って来てくれたときに請願の最終リミットだというように認識してご紹介という格好をとらせていただきました。

○長田共永委員長 滝川委員。

○滝川健司委員 そういうことを聞いているのではなくて、あなたは議員として議長に特別委員会の設置を申し出ることができる立場にあります。

それをやった上で、断られたからこういう請願に紹介議員としてなったのか、そういう作業をせずに紹介議員になったのかを確認しています。

○長田共永委員長 村田委員。

○村田康助委員 しておりません。

○長田共永委員長 滝川委員。

○滝川健司委員 そういうことをしないでというのは、少し私は不適切だと思っております。

まず、あなたは議員として議長に特別委員会の設置を申し出ることができます。

それから、紹介議員の方にもう1点お聞きしますけれども、あなたの持論は、バイパス沿い、防災センターの横に1棟型の庁舎を建てるというのが持論だと常々おっしゃっていましたが、今回この現庁舎ゾーンに9,000平米見直しということの紹介議員になりますと、あなたの持論と違いますけれども、それについての見解をお伺いします。

○長田共永委員長 村田委員。

○村田康助委員 私の持論と市民の皆さんの意向とは若干食い違うと思いますので、今回は太田さん、川村さんの市民の会の皆さんの方向で紹介をさせていただきました。

○長田共永委員長 滝川委員。

○滝川健司委員 あなたはそういう持論で確

か選挙運動をやられたと思いますけれども、それは別として、その考えは変えて今回この請願の趣旨に沿う庁舎という考えに変わったということによろしいですか。

○長田共永委員長 村田委員。

○村田康助委員 私の本質は変わってはおりません。

変わっていませんが、市民の多くの方が、私の周りの多くの方はバイパス沿いが一番いいと言っておりますし、太田さんや川村さんたちも、変わるものならバイパス沿いがいいではないかというようなことも言っておられました、現実には。そういうことです。

○長田共永委員長 滝川委員。

○滝川健司委員 そうすると、請願と違ってくるんですけど、あなたはあくまでバイパス沿いに1棟集約型の庁舎ということによろしいですね。

○長田共永委員長 白井委員。

○白井倫啓委員 紹介議員に質疑するというのはありでしょうか。

○長田共永委員長 もちろん。

白井委員。

○白井倫啓委員 本会議でなぜやらなかったのでしょうか。

○長田共永委員長 委員会でするものです。

先ほどの住民投票条例と一緒にケースだと思われていますが、本会議質疑があって、委員会質疑がある。間違っていたら私が止めますので。

1点、村田委員に滝川委員から質疑がありましたので、最後の質疑。自身の主張を変えられるかということだと思いましたが、それにお答えいただければと思います。村田委員。

○村田康助委員 主張は変えていません。変えていないですけれども、市民の会の皆さんも最初から9,000平米ということだったらバイパスへ出て行ってほしいというのが市民の会の皆さんの意向ではないですか。

○長田共永委員長 滝川委員。

○滝川健司委員 そうすると、請願の内容が変わってきてしまいますので、これ以上聞きませんけれども。

以上です。

○長田共永委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○長田共永委員長 質疑なしと認めます。

以上で、参考人に対する質疑は終了しました。

本日はまことにありがとうございました。

この際、しばらく休憩します。

休 憩 午後3時50分

再 開 午後3時53分

○長田共永委員長 休憩前に引き続き、委員会を開きます。

本請願について、審査を行います。

請願者、新庁舎建設を考える市民の会 共同代表 太田恒久氏、川村英明氏から提出されました「新庁舎建設等について特別委員会設置に関する請願書」を議題とします。

本請願について、自由討議に入ります。

意見等のある委員は発言願います。

白井委員。

○白井倫啓委員 2項目、今回、特別委員会の設置については、議長が提案されないということであれば、議員として求めようと思っていました。

今回、特別委員会が設置されてこのような議論が進んでいるというのも、議会として市民の皆さんの声を受けとめれば議論をせざるを得ないという判断をされたという認識をしておりますので、今回の請願について、先ほど請願の思いとしては場所も含めての検討をとというようなこともありましたし、それも含めて請願は採択すべきものかなというように判断しております。

○長田共永委員長 ほかに発言はありません

か。加藤委員。

○加藤芳夫委員 今、請願者からる説明を受けました。私も新城市の将来を見据えてこの新庁舎建設というのをよく考えていかないといけないと思うのです。

議員の皆さんも、先ほど請願者から言われたとおり、皆さん本当にこの庁舎建設に真剣に取り組んでいただきたいと思います。

その中でも私がいま言いたいのは、一般質問でも質問したのですけれども、これからの新城市が5万人を維持できるならば、私はまだ考える余地はあると思うのですけれども、もう4万8,000人台に入りつつありますし、7年後には4万5,000人になり、そのまた10年後は4万人を切ると、今のこのままの無策では必ず人口がふえることはありません。

と言うことは、請願の趣旨の中にもありましたけれども、総務省の起債基準も見ましたけれども、5万人を割った状況で今後の将来の新城市を見据えたほうが私は正しい庁舎建設のあり方だと思います。

総務省の起債基準でいきますと6,500平米程度のものですけれども、それに対して市民スペースとか、ほかのスペースも考えていけば、7,000から7,500平米が正しいなと思いますので、やはり今回の請願については、新庁舎建設も含めて今後、大型事業が続く、作手の総合整備事業、それから鳳来支所の総合開発が入っていく、この三つを含めて考えれば、このまま特別委員会を設置していく方向が一番いいと思うし、この趣旨についてはやはり採択していくべきではないかと思っております。

○長田共永委員長 今の発言ですが、新規設置ということですか。この委員会でやるということですか。

加藤委員。

○加藤芳夫委員 私は、この庁舎を含む、請願どおり新たな特別委員会の設置でもいいと思います。

○長田共永委員長 ほかに発言ありませんか。山崎副委員長。

○山崎祐一副委員長 今回の請願に対して意見を言わせていただきます。

一つ目の特別委員会の設置については、既に定例会の初日に同じ趣旨の特別委員会が設置されております。請願者の願意、請願の趣旨は達成されております。したがって、請願の必要はありません。

請願の紹介議員は、設置を決めた本会議に出席されておりました。本会議設置の事実を知り得ておりました。願意達成の事実を知った以上、その時点で請願者と協議して、請願項目から取り下げるなり、一定の措置をするのが一般的であります。それを取り下げず、議会運営委員会での審議を経て、この特別委員会に付託された以上、現実的な措置として不採択とするほかありません。既に設置されている事実の上に新たに設置してほしいとする請願趣旨は、相反するからであります。

二つ目の9,000平米、規模についての再検証ですけれども、さきの市長選挙で過半数を制し当選された現職、穂積市長が所信表明及び一般質問で、基本計画及び基本設計案が支持されたとの判断を示し、見直しは行わないと言明しました。既に1年以上おこなっている経過も踏まえ、早期解決を望む立場です。穂積市長のこの不退転の姿勢を支持するものであります。

よって、改選後の議会として、議員個々の責任において、はっきり白黒つけて、区切りをつけていくべきだと考えます。

以上のことから、請願については既に願意を達成している向きもあり、容認できないものと考えております。

以上です。

○長田共永委員長 ほかに発言はありませんか。白井委員。

○白井倫啓委員 山崎委員に質問させていただきます。

そうしますと、山崎委員は、この特別委員会の設置された目的、具体的な内容、これについてはどのようにお考えで副委員長として参加されているのでしょうか。

○長田共永委員長 山崎副委員長。

○山崎祐一副委員長 既に6日の本会議に特別委員会の内容については決められておりました。それに基づいて皆さん、それに賛同して特別委員会の設置を決め、承認されたわけです。そのように考えております。

○長田共永委員長 白井委員。

○白井倫啓委員 もう一度確認させてもらいますが、特別委員会はどういう目的で設置されたか、具体的にお聞きしたい。

その目的の中には、どういう議論を含めてこの委員会が設置されているのか、議論を進めていくのか、副委員長に選ばれた限りにおいては、特別委員会で具体的にどういふ議論がされるのか。

先ほどの議論ですと、9,000平米は市長が言ったからもうこれは決まっているみたいな議論をされてしまうと、そもそも特別委員会の設置自体に意味がないというように言われているように思うのですが、副委員長としてその点について、具体的に特別委員会はどのような目的で設置されたのかという認識をお伺いしたいと思います。

○長田共永委員長 山崎副委員長。

○山崎祐一副委員長 1問目の回答では少し理解が不十分であったと思います。

この特別委員会については、一般論としてですが、私の理解としては、市政の大きな課題等について意見が二分するような問題について取り上げて、常任委員会ではなく、深堀するような検討をするものだというように一般論として理解しております。

○長田共永委員長 白井委員。

○白井倫啓委員 市政を二分するような問題を深堀したいということであれば、なぜ前提が出てくるのかが不思議なのです。

深堀する、市民の意見が二分しているということは、9,000平米という規模についても二分されているのです。場所についてもいろいろな議論がありました。白紙というようなレベルで再度、議論を多くの市民は求めたということだと思っております。

私の認識では、特別委員会は、原点に戻って一から見直すべきだという認識でいます。委員会はそういう目的を果たすべきだということに思っていますが、これについて山崎委員はどのようにお考えでしょうか。

○長田共永委員長 新庁舎建設事業についての調査研究についてということですね。山崎副委員長。

○山崎祐一副委員長 お答えいたします。

今回この市庁舎問題と市長選挙がある意味セットになった、重なったという形で推移してきたと思います。ここにいらっしゃる皆さんの多くのお顔を拝見しても、現実としてそうだったというように私理解しております。

その段階で、選挙に一つの区切りがついた、つまり選挙の結果、現職が三選されたというこの事実、これはどういうことかということ、現行計画が過半数、民主主義ルールにのっとって過半数が支持された、決着したとそういうように私は理解いたします。

一方、見方にはいろいろあると思いますが、そうではなくて、さらに政治運動として続けていこうという考え方もありますので、そういった方とは考え方を異にします。

○長田共永委員長 白井委員。

○白井倫啓委員 今質問させていただいたのは、私は、特別委員会の設置というのは白紙に戻した上で、市民の皆さんがいいも悪いも半々なのです。白紙に戻した上で議会がもう一度議論を行うという認識でいるのですが、そのことについてどのようにお考えでしょうかということにお聞きしました。

山崎委員は、もう選挙で結論が出たから決まっているというのであれば、特別委員会の

設置自体が意味がないということを言われているというように思います。ということです。

ですから、私の考え方についてどのようにお考えかお伺いしたい。

○長田共永委員長 山崎副委員長。

○山崎祐一副委員長 もう一度説明させていただきます。

今回この市庁舎問題について市長選挙を通じて答えが出た、決着したというように私は理解しております。

だから、これからこの時点で特別委員会を設けて、バックギアに入れて後戻りして、もう一回いろいろな問題を再検討する、そういうような考え方には私は同意しかねる、そういう意味です。

○長田共永委員長 白井委員。

○白井倫啓委員 今回、特別委員会というのは庁舎の問題、住民投票の問題、東三河連合、この三つなのです。目的は三つなのです。

その目的の一つの庁舎問題について、私はもう結論が出ましたからというように副委員長が言われるということは、この特別委員会自体の存在がどうなるのか、認識がまず原点から狂っているように思うのですが、副委員長として今の発言を訂正されるお考えがありますでしょうか。

○長田共永委員長 山崎副委員長。

○山崎祐一副委員長 お答えいたします。

基本設計案の段階で今の数字が出てきているわけです。今後さらに実施計画から向こう4年間ぐらいはできるまでに動きがあるはずですが。その間にまだまだいろいろな微調整とか部分的な見直しはあるし、さらに説明の仕方についても議論があると思います。そういうことをやっていくという、その特別委員会ということであって、今まで決めてきたこと、議会で承認してきたことをチャラにしてもう一回バックして、それで議論する、白紙に戻してということではない、そういうことです。

〔傍聴席にて発言する者多し〕

○長田共永委員長 傍聴者に申し上げます。静かにしていただかないと退室を。

鈴木委員。

○鈴木達雄委員 先ほどの請願者の説明によりますと、この請願の目的、委員会設置の目的というあたりではゼロに戻っての委員会設置議論を求めていなかったと思います。それと現場所に決まった過程を踏まえて、その次の段階の議論を求めたと私は理解しました。

それと、あともう一つは、9,000平米についてありますけれども、市長選の票差がその9,000平米を判断するイコールではないと私も思います。ですので、それと関連づけて言うのは非常に無理があると思います。

それと、一度確認しますけれども、前期の議会におきましては、特別委員会を設置して、真摯な議論を尽くして、その結果、市長からの提案である本庁舎建て替えの必要性、それから合併特例債の活用、建設場所、1棟集約型庁舎の庁舎規模から旧市民体育館側と現本庁舎側を合わせた合併敷地とすることについては、段階を踏み、事業予算を認める、そして付け替え道路の路線認定を認めるという形で本会議において全会一致で認めてきたものでありますので、それは尊重すべきであろうと私は思います。

ただ、今回の特別委員会、もう既に設置されておりますが、この中での議論については、9,000平米がまだ設計途中でありますので、決まったわけではありません。ですので、議論の中にそれを含まないというのは、私はおかしい。

ただ、個人的な意見としては、7,500平米までは到底無理だろうという意見は持っておりますが、それは別として、特別委員会の議論としては当然、面積は目的に合っているかという議論を含めてもいいであろうと私は思っております。

でありますので、先ほど加藤委員が新たな特別委員会を設置というようなお話があり

ましたけれども、それは全く無意味であるし、現在の特別委員会でこれからも検討していただけるだろうと私は思っております。

以上です。

○長田共永委員長 加藤委員。

○加藤芳夫委員 私が新たにという思いがあったのは、庁舎建設以外に今回の請願の中に作手とか鳳来支所とか、そういうもろもろが特別委員会設置の中に入っていないから、新たに設けたらどうかという言い方であったので、今回の庁舎建設以外の作手・鳳来も含めてこの中の庁舎項目に入れるならば、包含されるので、それはそれで結構です。

○長田共永委員長 鈴木委員。

○鈴木達雄委員 作手・鳳来の今後の計画について、やはり市庁舎関連ということで議論の中には当然入ってくるだろうと私は思っております。現在の特別委員会の中でですね。

○長田共永委員長 加藤委員。

○加藤芳夫委員 今の調査事件が新庁舎建設事業についてのみだったので、私は作手・鳳来が入っていないから別個でと言ったのですが、今、鈴木達雄委員の意見とは少し違うのですけれども、関連という事業が入っていないものですから、そういう意見を出したのです。

○長田共永委員長 小野田委員。

○小野田直美委員 新庁舎を建てなければならぬとか、32年までに建てるということは共通の認識として持っておられると思います。

さきの一般質問で穂積市長が、異を唱える方々にも建設的な意見ならば取り入れるとおっしゃって見えました。

ですので、そういう話し合いをするということがとても必要だと私は思います。

○長田共永委員長 ほかに発言ありますか。滝川委員。

○滝川健司委員 今、特別委員会の今後とか設置の意義について白井委員のほうからいろいろあったものですから確認しておきますけ

れども、私は、この特別委員会を決してゼロからスタートする必要はないと思っております。

これまで議会がどういう議論をして、どういう過程を踏んで、どういう議決をしてきたかということをもっと新しく議員になられた方に理解してもらう作業が当然この特別委員会には必要だと思っております。

それから、現時点では、基本設計まで終わった段階ですけれども、まだこれ市民説明会もやっておりませんし、これからもいろいろな作業がずっとあります。その都度その都度我々はその作業をチェックしていかなければなりませんし、市民説明会で出た意見は、とりあえず市長が言うには、市民説明会で現時点の基本説明案を説明する、そこで出た意見については、変更、配慮する可能性も、取り入れていく可能性もあるような答弁だったのかな、そういうことになった場合には、それも含めて我々この特別委員会でやはりチェックして議論していかなければならないという役割があります。

基本設計が終われば、さらに実施設計、実施設計が終われば工事契約、請負、それから完成途中の検査、すべてこの特別委員会がチェックしていく場所ですので、私はゼロに戻ってやる必要はないし、意味がないということもありませんし、決してここで終わりではないものですから、そういう認識で私はおりますけれども、その辺を共通の認識でいただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○長田共永委員長 白井委員。

○白井倫啓委員 補足します。

ゼロからの出発というのは、今回、直近の選挙で半々になったということを議会がまず認識する必要があると思うのです。

特に今回は、市長選の最大の争点が庁舎問題になったと言われているわけです。

そういう意味では、今までの経過を無視す

るわけではないのですが、議論は一からぐら
いの議論をしないと市民の皆さんは納得でき
ませんし、議会の存在価値がさらに疑われる
と思います。

滝川委員が今言われた、ゼロからではなく
今後、市長の提案の中の変更もあり得る、そ
の中での議論はするという、これこそ市民が
今まで議会は何だと、政策提案をして二元代
表制の一角として議論をするところではない
のかと、市長の提案を待っている、そういう
議会に対して不満を持っていた、私もそれは
持っていました。

ですから、市長の提案を待つだけではなく、
議会としてあるべき姿を行政に提案し、政策
議論をするというそういう場所として特別委
員会、この委員会は設置されたという認識で
おります。

もしそれが違うのであれば、提案された議
長にその思いも聞いてみるということも必要
になるのではないのでしょうか。

○長田共永委員長 滝川委員。

○滝川健司委員 白井委員の意見ですけれど
も、確かにそういうあなたの言う理論も成り
立ちますけれども、我々は段階を踏んで、決
して市長提案をすべて受け入れて議決してき
たわけではなく、我々も議論し、我々も議会、
議場の形、すべて関わって、我々の提案でで
てきた総合的に議論し、市民もそこに入り、
我々議会もそこに入って、できてきたのが現
在の基本設計案です。

ですから、一方的に行政から出てきたもの
を我々が追認してきたものではないというこ
とだけは理解していただかないと、そこだけ
はわかっていたかかないと誤解を招きますの
で、よろしくをお願いします。

○長田共永委員長 白井委員。

○白井倫啓委員 今、滝川議員が言われまし
たけれども、市長の提案を議会も議論し、こ
こまで来た。一緒にやってきたというよう
に考えたとしても、逆にその提案が今回の市

長選で半々に分かれたという点では、議会が
一緒にやってきたこと自体も見直すべき内容
になると思うのです。

そういう意味では特別委員会は、市長の、
行政側がどういう見直しというかこれからの
説明会をやるかわかりませんが、議会として
あるべき庁舎のあり方、これを議論するとい
うのが議会の信頼を取り戻す最善の道だと考
えています。皆さんもそのように考えていた
だきたいと思います。

○長田共永委員長 改めて委員長から申し上
げますが、本特別委員会の設置においては、
議会運営委員会の議論を経て、事件案件とし
て3件、これは議場でやって、改めて皆様方、
議会運営委員会の理解を得て請願も審査を受
けておりますので、本委員会の調査項目等は
議会運営委員会で改めて検討をしていただけ
れば、それで私はいいと思います。

改めて請願のほうのご意見、発言を求めたい
と思います。発言はありませんか。

白井委員。

○白井倫啓委員 請願の内容に入ってしまった
ので、この議論が。山崎委員からの議論な
のですが、例えばここの請願項目は、9,000
平米というのは、これはおかしいよと、否決
だと。もう特別委員会もできているのだから
要らないよというところから来ているので、
全然違う議論をしていないのです。

議会としてあるべき議論をした上でないと、
この請願について結論が出ないということな
のです。

だから、9,000平米についてどうするの。
特別委員会の中身はどうなのだということ
に踏み込んでしまっているの、先ほど言
いましたように、議長の特別委員会に提案した
率直な思い、これをまず聞いてみるしかない
のではないかと思います、その上でないと、
今、特別委員会は何をするのかというところ
がばらばらになってきているという感じもし
ます。

○長田共永委員長 山崎副委員長。

○山崎祐一副委員長 今、白井委員の提案、つまり議長に説明云々という件については、もう既にこの特別委員会で何をやるかということは決めてありますので、全く必要はないというように考えます。

○長田共永委員長 白井委員。

○白井倫啓委員 これでの議論の後は採択になるわけですが、例えば特別委員会というのは何をするのかというようなことが問われているわけです。

例えば特別委員会がここに書いてあるような内容を含めて議論するというのであれば採択、特別委員会の機能としては今までのことはもう決まったのだから、これからのことだということの特別委員会ということになれば意見は分かってくるのです。そんなことあるのです。

○長田共永委員長 本委員会は、請願に対して結論を出す場所でございますので、皆様方の発言も求めますので、それに対して個々に対する質問等も結構ではございますが、自身の見解なり考え、発言をお願いしたいと思います。

改めて、発言ありませんか。

白井委員。

○白井倫啓委員 整理する意味で私の考えを明確にしたいと思います。

特別委員会というのは、選挙の結果を踏まえた上での特別委員会ということであれば、ここに書いてありますように、本庁舎だけの問題ではなくて、作手・鳳来支所を含めて見直しをしていく、人員配置、機能、このとおりです。

2項目めについても、9,000平米というこのところが前提にあるので、豪華だとか豪華じゃないとかという議論になったという点では、これも含めて特別委員会で議論をしていくということだと思っております。

その上で、これは請願者の思いも先ほどの

議論も含めての思いも含めて、選挙結果を議会は受けとめるという点では採択しかないというように考えます。

○長田共永委員長 ほかに発言はありますか。
浅尾委員。

○浅尾洋平委員 私も新しい議員になって、やはり市民の声として9,000平米の規模が本当に必要なのかという声が多数寄せられていまして、新しい選挙を行った以降にそういった声を含めて、こういった特別委員会でゼロからと言わずに、一からでも話し合っていくことが必要だと思っています。

そして、市長も一般質問でも言われましたけれども、結構誤解の情報があるというようにも言われましたし、やはりこうして副委員長が言われたように、9,000平米は決まっている、結論は出ているという形で進められると、さらに住民の声、また選挙結果を見ますと真っ二つに割れているものですから、その差がどんどん開いていくという危惧をしていますので、ぜひともこの特別委員会では請願項目であります2番の9,000平米の規模は本当に必要なのか、改めて検証、議論していきたいという意見がありますので、そこを踏まえて考えていただきたいように思っております。

○長田共永委員長 ほかに発言ありますか。
柴田委員。

○柴田賢治郎委員 今の話をいろいろ聞いていて、少し論点がずれてきたのですが、私としても議場で決めた特別委員会を設置することを採択ということで自分自身採択した。その場には請願者であった村田議員もおられた。そのことは重視していきたいと思っております。

ただ、この委員会自体が庁舎のことをしっかり話していく場であるということに関しては、ぜひぜひそういうつもりでお願いしたいと思います。

以上です。

○長田共永委員長 ほかに発言はありますか。
菊地委員。

○菊地勝昭委員 多くの意見が出ておりますけれども、請願の一番はもう一つ特別委員会をつくってはどうかということだと思ひまして、2番のほうはその中で協議することですので、私が思うには、もうここに総合政策特別委員会ができていますので、その中の協議事項の中に入れていけば、十分に過去を振り返ってみても協議できてきたと。まだこれから9,000平米とか50億円が問題にもなっていますが、まだこれははっきり決まったことではないですので、まだこれからの実施設計を進めていく中でも、いろいろな説明の中で見直しも十分できると思ひますので、私は、特別委員会の中に特別委員会をつくるようなことをしなくてもいいではないかと思ひます。

○長田共永委員長 ほかに発言はありますか。
下江委員。

○下江洋行委員 改選前の総合政策特別委員会では、新庁舎建設事業に関することというその中に包含される内容として作手・鳳来支所の将来の方向性、それから考え方についても私は質問をして、そして執行部の考え方も示していただきました。

ですから、この作手支所、鳳来支所についても総合政策特別委員会で議論する内容に包含されるというように考えます。

そういう考えも含めて、また、実施設計段階にこれからいづれ入っていく、その段階で庁舎のコストについて、そしてまた基本設計案説明会の中で出された市民からの意見で取り入れられるもの、またそうでないものを精査して、この規模についても微調整をしていく、そういう余地のあるものでございますし、それについてこの総合政策特別委員会で議論をしていく、そういう内容でございますので、私は、この設置された総合政策特別委員会の中でできることであるというように思っております。

○長田共永委員長 ほかに発言はありますか。
〔発言する者なし〕

○長田共永委員長 発言なしと認めます。
これより討論を行います。
討論はありませんか。

鈴木委員。

○鈴木達雄委員 それでは、私は新庁舎建設等について特別委員会設置に関する請願書について、不採択の立場で討論いたします。

新庁舎建設事業については、前期議会においても特別委員会を設置し、真摯に議論を尽くしてきました。

その結果、市長からの提案である本庁舎建て替えの必要性、合併特例債の活用、建設場所、1棟集約型庁舎とし、庁舎規模から旧市民体育館側と現本庁舎側を合わせた合併敷地とすることについては、段階を踏み、事業予算を認め、付け替え道路の路線認定をするという形で本会議において全会一致で認めてきたところですが、その判断は新しい議会構成となっても尊重すべきものと考えます。

本請願項目は、新庁舎建設事業に関する特別委員会の設置及び約9,000平米とする庁舎規模の必要性の再検討、この2点です。

本議会では、その事業の重要性をかんがみ、既に新庁舎建設事業に関して調査検討する総合政策特別委員会を設置したところですが、現在開催中のこの委員会がそれです。

また、最初に申し上げたとおり、今までの議会判断は尊重すべきものですが、本特別委員会においては、床面積を含む望ましい新庁舎のあり方について何ら議論の範囲を規定し狭めるものではないと考えます。その点において、本請願の請願項目の過半は既に達せられたということが出来ます。

しかしながら、本請願書の前段に示された請願者の解釈は貴重な意見ではありますが、請願の趣旨が請願者の解釈に基づく内容を押し通すための特別委員会の設置及び議論を求めることであるならば、新庁舎建設事業に関

して公平に、真摯に議論を開始した本議会の姿勢に異を唱えるものと受け取らざるを得ません。

よって、既に本議会内において新庁舎建設事業に関する特別委員会を設置し、議論を開始した現時点においては、請願項目の求めに対して新たな対応をすることはできないと考えます。この考え方については、請願者の理解が得られると思っております。

以上により、本請願においては不採択とすべきものと考えます。

以上です。

○長田共永委員長 白井委員。

○白井倫啓委員 ただいま議題になっております請願に対して採択の立場で討論したいと思います。

先ほどの自由討議の中で、委員同士の温度差が出てしまったということを考えていきますと、請願者の趣旨をしっかりと今後の議会活動に反映させるためにも、この項目、特別委員会のあり方も含めて、本日の議論を入れた上、含めた上での採択をしていけば、議員同士の不一致点ということも解消されるということになると思っておりますので、これは採択をし、特別委員会においてこの2点について、さらに説明、質疑の中の思いも含めて採択をする。具体的な個々の項目として採択をするということが請願者に対する議会の姿勢、最善の姿勢のあらわし方だと思っております。

○長田共永委員長 山崎副委員長。

○山崎祐一副委員長 不採択の立場から討論させていただきます。

先ほど意見の時間帯でも言わせていただいたとおり、特別委員会の設置については既に願意が達成されておりますので、これは請願の必要がありませんので、取り下げるなり不採択というのが当然だと思っております。

それから、2番目の9,000平米の規模が本当に必要なのか改めて検証論議していただきたいとあるのですが、本当に必要なのか。つ

まり、対案という形で請願者の方に伺ったのですが、どういうことですかということ聞いたときに、7,500平米、4階建てであれば、入船、現在地でもいいよというようなお話しでした。

今の現行計画、5階建て、9,000平米ならバイパス沿いへというようなお話しでした。それが請願者の頭に描いている見直しのイメージだと思うのです。

よって、現行計画と請願者の願意が大きくかけ離れておりますので、到底容認できないという立場から不採択とすべきだと思います。

○長田共永委員長 ほかに討論はありませんか。加藤委員。

○加藤芳夫委員 今回のこの請願、採択ということをお願いしたいと思います。

きょう請願者からいろいろな質問が出ました。また、議員の皆さんも、初めての皆さんも今回のこの庁舎建設について、いろいろご質問されたりした中で、私としては、請願項目の一つ目、二つ目、この二つの内容について一般質問の中でもあったように、市長も答弁の中ではっきり、今後の基本設計の説明の中でも市民の皆さんからのご意見を尊重し、変更も可能だということになれば、また議員としても、今回私どもも新たに洗礼を受けました。

今回の選挙で、やはり庁舎建設が最大の争点であり、票のほうにあらわれてきていると皆さん思っていますし、市長選の差も本当に五分五分だった。これは市長もかなり重たく受けとめております。

ですから、この辺も重要だと私は思います。今回の請願の中の二つの項目の中の1点、作手・鳳来というのが今回入っていなかったので、入れさせていただいた中で、重要な項目については採択とさせていただいて、討論いたします。よろしくをお願いします。

○長田共永委員長 ほかに討論はありませんか。小野田委員。

○小野田直美委員 私は趣旨採択の立場から討論を申し上げます。

先ほど会の方から7,500平米以下、38億円以下、4階建て以下というようなご意見がありました。具体的なではこうしたらどう、なぜこれなのかというような発言がなかったように思われます。と言うことは、話し合う余地がまだあるということだと思います。

ですので、私は市側と会の方々との話し合いを持ってほしいという願いを込め、趣旨採択とさせていただきます。

○長田共永委員長 ほかに討論はありませんか。

[発言する者なし]

○長田共永委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより採決します。

趣旨採択、採択、不採択の討論がありますので、起立により採決します。

委員長から申し上げますが、採決の順番ですが、趣旨採択、採択、不採択の順番で行います。

はじめに請願を趣旨採択とすることに賛成の委員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○長田共永委員長 起立者、趣旨採択3人と認めます。

次に、本請願を採択とすることに賛成の委員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○長田共永委員長 起立者、採択3人と認めます。

次に、本請願を不採択とすることに賛成の委員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○長田共永委員長 起立者、不採択9人と認めます。

よって、本請願は不採択すべきものと決定しました。

以上で、本委員会に付託されました案件の

審査はすべて終了しました。

次に、閉会中の継続審査の申し出を議題といたします。

本委員会は、お手元に配付しました申出書に記載の事件について、閉会中もお継続審査または調査を要するものとし、会議規則第104条の規定により、閉会中の継続審査を議長に申し出したいと思います。

なお、審査期限については、審査終了まで、としたいと思います。

これに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○長田共永委員長 異議なしと認めます。

よって、申出書のとおり、閉会中の継続審査を議長に申し出することに決定しました。

この際、委員長からお諮りします。

委員会の審査報告書及び委員長報告の作成については、委員長に一任願いたいと思います。

これに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○長田共永委員長 異議なしと認め、そのように決定しました。

これをもちまして、総合政策特別委員会を閉会します。

閉 会 午後4時40分

以上のとおり会議の次第を記録し、これを証するために署名する。

総合政策特別委員会委員長 長田共永